

12月1日から「労災保険特別加入推進旬間」を実施

業務・通勤中の事故に対し補償を行うのが労災保険ですが、その補償対象はあくまで「労働者」です。事業主、法人役員や一人親方の皆様は、「労災保険特別加入」制度に加入しない限り、労災保険の補償対象となりません。しかし、この制度については、未だ十分に周知・普及されていないのが現状です。

①新たに法人役員に
就任した。

②元の会社では労働者だが、
出向先で社長となった。

③長年労働者であったが、
一人親方として独立した。

など労災保険特別加入への加入が必要となるケースは様々です。

他の労働者と同様に現場・職場の第一線で労働し、業務・通勤中に被災されたにもかかわらず、労災保険に特別加入していなかったために、まったく補償が受けられず、大変に苦労されたという例も少なくありません。また、現場で請負業務を行う協力会社の労働者、事業主等の業務災害でも、現場を統括管理する建設ゼネコン、製造工場に、災害の発生原因があった場合、発注元の企業が民事上の損害賠償責任を負うこともあります。特に事業主等が被災者であった場合、公的補償がない、あるいは少ない分、損害賠償額が高額となります。



事業主等が労災保険の補償対象となるためには、労災保険への特別加入が必要で、発注元企業には協力会社も含めた業務災害の防止と、発生時の補償対策を考える必要があります。

そこで当協会では、12月1日から12月10日までを「労災保険特別加入推進旬間」とし、この活動の一環として旬間に先がけ『建設業 協力会社「総合対策セミナー」』を開催いたします。

ぜひともご参加いただき、自社のみならず関係会社も含め「労災保険特別加入」についてご検討ください。

参加無料 建設業 協力会社「総合対策セミナー」開催のご案内

平成25年11月29日（金） 13:30～17:00

中日パレス（名古屋市中区栄4-1-1）

対象 建設元請企業の労務人事・安全衛生担当者等 定員60名

● 挨拶

名古屋北労働基準監督署 次長 中村和嗣氏

● 建設業の社会保険未加入対策について

国土交通省中部地方整備局建設部 建設業適正契約推進官 大川修一氏

● 労働・社会保険制度の概要と「労災保険特別加入制度」について

（一社）名北労働基準協会 事業企画推進課長（前 保険事務課長） 石田和彦

● 協力会社に対する建設業特定元方事業場（元請企業）としての安全配慮義務の範囲について

西脇法律事務所 所長・弁護士 西脇明典氏

※ お申し込みは、当協会総合受付（☎052-961-1666）まで。詳しくは本誌と同封の案内をご覧ください。